

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 和泉警察署については、署敷地として他の任意団体A（以下「団体A」という。）が使用する用地込みで、和泉市と無償貸付契約を締結（S44. 7. 1）し、その後、和泉市・和泉警察署・団体Aの3者覚書（S52. 11. 17）及び和泉警察署・団体Aの2者間土地使用貸借契約（S52. 11. 17）により、団体Aが市有地に建物を建設し今に至っている。</p> <p>また、団体Aの水道は、和泉警察署の給水管を利用しており、和泉市への使用料の支払も和泉警察署が団体A分も含めて行い、後日、団体Aから徴収している。</p> <p>2 門真警察署と住吉警察署については、交通警察官詰所（以下「詰所」という。）設置のため道路敷の占用許可を受けた両警察署が、自ら詰所を建設せず、当該道路敷に他の任意団体B及びC（以下「団体B及びC」という。）がそれぞれ建設した建物を使用貸借契約し、詰所として無償で借入れている。</p> <p>なお、門真警察署の詰所については、平成26年7月24日に撤去されている。</p> <div data-bbox="240 1098 1234 1780" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>●和泉警察署</p> <pre> graph TD WCity[和泉市] -- "貸付契約 (S44. 7. 1)" --> WPolice[警察署] WCity -- "三者覚書 (S52. 11. 17)" --> GA[団体A] WPolice <--> "土地使用貸借契約 (S52. 11. 17)" GA GA -- "建物建設 建物使用" --> GA MPolice[門真警察署] -- "占用同意 (H8. 5. 1)" --> MPoliceUse[警察署 詰所使用] MPoliceUse <--> "建物使用貸借契約 (H8. 5. 1)" MB[団体B 詰所建設] SJPolice[住吉警察署] -- "占用許可" --> SJPoliceUse[警察署 詰所使用] SJPoliceUse <--> "建物使用貸借契約 (S58. 5. 10)" SC[団体C 詰所建設] </pre> </div>	<p>1 和泉警察署と団体Aの用地等について、和泉警察署は、本来団体Aが和泉市と行うべき土地貸付契約等の事務を和泉警察署が行うという便宜を供与している。</p> <p>また、水道についても、和泉警察署の給水管を利用させ、かつ、後日、徴収しているものの、和泉市への使用料の支払を団体A分も含めて和泉警察署が行うという便宜を供与している。</p> <p>2 門真警察署と住吉警察署が、詰所を団体B及びCから無償で提供を受けるという便宜を供与されている。</p> <p>また、使用している建物には以下の問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体B及びCは、それぞれ建設に際し、土地の使用権原のない状態で建てている。 ・建築基準法第6条では、建築物を建築しようとする場合は、建築主事の確認を受けなければならないと規定されているが、門真警察署と住吉警察署が詰所としている建物は、確認を受けた形跡はない。 ・不動産登記法第47条では、新築した建物は1月以内に表題登記しなければならないと規定されているが、門真警察署と住吉警察署が詰所としている建物は登記されていない。 <div data-bbox="1299 1171 2279 1612" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【建築基準法】 （建築物の建築等に関する申請及び確認）</p> <p>第6条 建築主は、（中略）建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、（中略）確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。</p> <p>【不動産登記法】 （建物の表題登記の申請）</p> <p>第47条 新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1月以内に、表題登記を申請しなければならない。</p> </div>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>和泉警察署については、署敷地として和泉市から借り受けた土地について、団体Aが使用する用地分は、団体Aと和泉市とが直接契約するよう検討されたい。</p> <p>水道についても、団体Aが和泉警察署の給水管を利用しない方法に変更するよう検討されたい。</p> <p>また、住吉警察署の詰所については、建築確認を受けず、登記もされていない団体Cの物件を使用しているなどの問題があるので、是正を図られたい。</p>

措 置 の 内 容

- 1 直接契約の件については、土地所有者である和泉市が、昭和52年の覚書により、自身の土地を団体Aが使用することについて了解していること、また、和泉市の見解を確認したところ、現時点で直ちに契約を変更する意思がない旨の回答を得たことから、現契約は変更しないこととした。
- 2 水道については、和泉市から給水管が敷設されれば、直接団体Aに対し給水することは可能であるとの回答を得ているものの、
 - ・当該工事を施工するためには、和泉警察署の敷地を横断する大規模な工事が必要で、住民、署員、車両の通行制限や駐車スペースの減少等、警察業務に多大な支障が生じること
 - ・使用料の徴収については、他の使用料の徴収と併せて行っているものであり、現行の方法でも警察業務への負担が極めて少ないこと
 - ・団体Aに直接給水管を敷設するには、約250万円という高額な費用が必要となること等を総合的に勘案し、団体Aが直接給水管を敷設して、和泉警察署の給水管を利用しない方法に変更することは適当でないと判断した。
- 3 住吉警察署の詰所については、平成27年2月6日に当該建物を撤去した。